



NPO法人市民オンブズマンおかやま

編集・発行 光成卓明 事務局 〒703-8234 岡山市中区沢田 536-2

電話：086-272-8896 FAX：086-272-8891

E-mail：info@ombud-oka.com ホームページ：http://www.ombud-oka.com

岡山県行政委員会の 活動状況と報酬の現状

重田 龍三・須藤 暁子

開示された公文書（会議議事録、報酬計算書、活動実績簿）により、平成 26 年度行政委員会の集計と分析を行った。

県の行政委員会は、教育委員会・選挙管理委員会・人事委員会・監査委員会・公安委員会・労働委員会・海区漁業調整委員会・内水面漁場管理委員会・収用委員会があり、委員への報酬は、平成 23 年度から月額報酬と日額報酬を併用して支払われている。

（表 1）の集計に基づいた各委員会の分析結果は以下の通りである。

（表 1）平成 26 年度岡山県行政委員会の概要

・教育委員会

毎月 1 ～ 2 回の定例委員会の議題は、高校の募集定員・学科の廃止、教職員の人事異動、使用教科書の採択、図書館・博物館・文化財保護委員の任命、教職員の懲戒処分など多岐にわたる。その中でも、教職員の懲戒処分が多数回議題に上がっている。

その他、県議会や文教委員会、教育視察、式典などに分担して出席している。公安委員会や、他の自治体との意見交換も行っている。

年間の活動日数は 94 日で、委員会の中で一番多い。

・選挙管理委員会

毎月の定例委員会では、不在者投票の施設指定、選挙公報の様式・配布方法、土地改良区の選挙管理委員会の指定などが議題になっている。

11 月・12 月は衆議院議員選挙関係で 2 回委員会が開催され、政党・立候補予定者説明会から当選証書付与まで、衆議院議員選挙関係の活動に分担して出席している。2 月には県議会議員選挙関係で、選挙長会議や政党説明会を行い、年間の活動日数 60 日は例年よ

り多いと推察される。

その他、議会、都道府県選挙管理委員会連合会総会、小中学校での選挙出前授業も行っている。

・人事委員会

毎月1～6回の定例会を開催しているが、9月は6回、3月は4回と特に多い。

会議は年間29回、1回の会議時間は平均133分とかなり長時間で、公安委員会に次いで2番目に長い。

8月に職員面接を4日連続行うなど、県職員や警察官などの採用に関する協議のほか、不服申し立て事案や給与勧告が年間かなりの回数にのぼる。

・監査委員会

4月と2月は、監査委員会が開催されていない。4月の県議会議員選挙後、5月に議選委員2人が交代したため、月額報酬は日割り計算されている。

6月と10月は、住民監査請求についての協議があったため、各2回開催されている。当会が5月2日に行った住民監査請求については、5月に書面審査、6月に協議3回を経て、6月19日に監査結果が出された。

年間12回の会議の他、委員監査を7月に17回、8月に9回行い、監査対象は県立高校、警察署、東京・大阪事務所、県立博物館・美術館など。年間活動日数は69日でかなり多い。

・公安委員会

月に2～4回定例会が開催され、会議日数は年間44回で、委員会の中で1番多い。また、会議時間も平均201分と最も長く、最短で1時間50分、最長4時間40分。

定例会の開催状況以外は開示されないため活動内容は不明だが、年間44日そのほかの活動をしている。例えば、4月の報酬計算書の日額報酬を見ると、委員長と委員1名は6日、その他の委員3名は各5日支払われているので、会議4日以外にその他の活動を7日行っていることが分かる。

定例会は、決裁事項等として、運転免許の行政処分、公安委員会宛ての苦情や審査請求などについて決済している。ちなみに、公安委員会に寄せられる苦情はかなり多く、ほぼ毎回議題に上がっている。また、報告事項として、各事件の検挙や、取り締まり実施結果、ストーカー規制法に基づく警告結果など、多岐にわたり報告されている。

なお、平成21年4月の岡山市の政令指定都市移行に伴い、公安委員会は県議会の同意を得た3名と、岡山市議会の同意を得て推薦した2名を県知事が任命し、5名の委員で構成されている。

・労働委員会

月 1 回定例総会と、その後すぐ公益委員会を開き、合わせて 1 回当たりの会議時間の平均は 86 分となっている。

定例総会には、会長と公益側、労働者側、使用者側の委員が出席するが、その後の公益委員会は、会長と公益側委員のみで行われている。公益側委員の月額報酬が 35,000 円で、労働者側委員と使用者側委員の月額報酬が 30,000 円であるのは、公益委員会が定例総会と同日に開かれるため、出席時間の差を考慮したものと推察される。

会議では、不当労働行為救済申立事件や、労働組合合格審査、公文書開示請求への対応方針などが議題となっている。

会議以外の主な活動は、調査、審問など、あっせん関係が多くを占めている。活動日数 52 日は委員会中 6 番目、会議日数 12 日は 5 番目で、年間の活動日数が少ないため、一人当たりの平均報酬日額は 52,210 円となり、委員会中最も高額になっている。

・海区漁業調整委員会

委員会は年 4 回開催され、6 月は 18 分、8 月は 8 分、1 月は 32 分、3 月は 14 分で、きわめて短時間である。1 月の関係漁業組合長会議は、委員のほか 9 地域の組合長が出席して 70 分開かれたが、近隣 3 県との入会調整の議案について、特になし、となっている。

2 月には近隣 3 県との漁業調整委員会が開催されているが、入会調整や緩衝海域に関する調整などについて原案通り決定され、会議時間はきわめて短時間。広島・岡山連合海区委員会は笠岡グランドホテルで 21 分、岡山・兵庫県瀬戸内海連合会区委員会はピュアリティまきびで 7 分、岡山・香川連合海区は同じくピュアリティまきびで 24 分で終了している。会場から考えても、会議はセレモニー的であると推察される。

月額報酬はなく、日額報酬から見て会議以外の活動はないようで、1 回当たりの会議時間は平均 24 分で委員会中最も短い。

・内水面漁場管理委員会

委員会は年 2 回のみで、12 月と 1 月に開催され、会議時間は平均 93 分である。

その他は、会長が 5 月に全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会、11 月 5 ～ 6 日に全国連合会西日本ブロック協議会に出席しているが、会議録がなく時間や会議内容は不明である。

会議 2 回を含めた年間活動日数 5 日は、委員会中最も少ない。

月額報酬はなく、日額報酬から見て会議以外の活動は見当たらない。

・収用委員会

会議は年間5回開かれ、会議時間の平均は76分である。

道路改築工事の裁決や経過報告の会議が3回と、11月に開かれる中国5県収用委員会連絡協議会（2回）と四国4県連絡協議会での意見交換に向けて、8月に岡山県の回答案の検討、10月に各県の回答研究を行っている。

月額報酬はなく、日額報酬のみである。

（表2）岡山県行政委員会報酬総額 推移表（平成22年度、23年度、26年度の比較）

当会はH21・22年度について、行政委員会の報酬内容をかなり詳細に集計した経験がある。行政委員（非常勤職員）は月額報酬で、勤務日数が少ないのに高額すぎるのではないかと、活動状況に見合った報酬であるのかが、全国的にも問題になっていた。

行政委員は、委員会の会議の他、県議会や常任・特別委員会への出席や出張があり、委員の旅費や随行員の費用も含めて集計した。また、可能な限り活動日数や活動時間を集計して日給や時給の試算も行い、分析結果を公表した。

県はH22年「行政委員の報酬のあり方検討委員会」で日額制と月額制の併用を答申し、H23年度から実施した。報酬を併用にした理由は、H22年12月21日の朝日新聞の記事によると、「報酬を原則日額とするよう答申。ただし、月の平均活動日数が一日以上ある委員会には、事前準備や資料の読み込みを考慮し、月額報酬を支払う。」とされている。海区漁業調整委員会・内水面漁場管理委員会・収用委員会は日額報酬のみになったが、それ以外の委員会は、活動がない月や欠席した委員にも月額報酬は支払われている。

報酬改正の結果、（表2）にあるように、報酬総額は、H23年度は対H22年度比51.9%、H26年度は対H22年度比57.3%と大幅減額された。報酬改正前のH22年度と比べると、H23年度、H26年度とも約半額になり、いかにH22年度までの月額報酬が高額であったかは明らかである。

参考までに、中国新聞「中国地方5県の行政委員会の報酬見直し効果」の記事によると、H22年度と比べたH23年度の削減額と削減率は、広島3,441万円：23.6%、山口4,661万円：39.5%、岡山3,597万円：40.5%、島根2,333万円：26.8%、鳥取46万円：0.7%（既に前年度20%減を実施）と大幅な削減が見られ、削減率は岡山県がトップであった。（当会集計との違いは不明）

今後の課題

以上のように、県が日額制と月額制の併用に報酬制度を改正したことにより、H23年度以降大幅に報酬総額が削減され、また、日額制を導入したことによって、各行政委員会の活動日や活動内容、委員の出欠状況が明確になった。

しかし、今なお月額報酬を併用している 6 委員会では、活動がない月や、欠席した委員にも月額報酬は支払われている。月額報酬を併用した理由を「事前準備や資料の読み込みを考慮して」としているが、その点を考慮した日額報酬制に一本化した方が、各委員会や各委員の活動実態により即した報酬制度になるのではないかと考える。

また、報酬はあくまでも非常勤職員として行政に係る活動費であり、個々の委員には定職があり報酬は生活給には当たらない。

同じ非常勤職員として、行政委員会とは別に、地方自治体には審議委員会が多数設置されている。「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」によると、審議委員会の委員報酬は、岡山県は日額 11,500 円以内、岡山市は日額 7,500 円と定められている。議事の内容や年間の活動席日数、任期や責任の度合いも違うので一概に比較はできないが、行政委員会と審議委員会では、報酬に約 3 倍の開きがある。

行政委員会によって 3 万円から 5 万円のバラツキはあるが、日額報酬額が妥当であるかは社会通念上からも検討の余地があり、一層の削減努力が必要ではないだろうか。

また、岡山市は固定資産評価委員会のみ H 21 年 8 月から日額報酬に変えたが、そのほかの行政委員会は従来通り月額報酬のままである。

固定資産評価委員会を例にとって、月額報酬から日額報酬に切り替えた場合の総報酬額の違いを比べてみると、下記のようなになる。

- ・ H 26 年度（委員長 1 名、委員長代理 1 名、委員 10 名）

日額：委員長 18,200 円、委員長代理 14,900 円、委員 11,600 円

報酬総額：1,689,800 円

- ・ H 21 年度以前（委員長 1 名、委員長代理 1 名、委員 15 名）

月額：委員長 38,500 円、委員長代理 31,400 円、委員 24,500 円

報酬総額：3,780,000 円（H 26 年度と比較するため、委員数 10 名で試算）

上記の試算による対年比は 44.7 %になり、県の報酬改正による H 23 年度の対 H 22 比 51.9 %とほぼ同じである。日額報酬制の導入により報酬削減が計れることは明らかであり、活動実態に見合った報酬にするためにも、岡山市は早急に日額報酬制の導入を検討すべきと考える。

会員各位のご感想やご意見があれば、ぜひお聞かせください。

(表1)
平成26年度 岡山県行政委員会 概要

委員会名	役 職		報酬区分		報酬総額	(注1)		(注2)		(注3)		備考(活動内容抜粋)
	委員長	その他の委員	月額	日額		年間延べ活動日数	一人当り平均報酬日額	活動日数	会議日数	一回当り平均会議時間(分)		
教育委員会	1	4	45,000	35,000	8,435,000	200	42,175	94	20	78		毎月1～2回の定例会、議会・文教委員会、教育視察、全国総会、中国協議会、研修会等
			35,000	30,000								
選挙管理委員会	1	3	45,000	35,000	5,360,000	112	47,857	60	14	52		毎月定例会、議会、全国連合会、選挙説明会、選挙出前授業等
			35,000	30,000								
人事委員会	1	2	45,000	35,000	5,984,676	145	41,274	69	29	133		毎月1～6回の定例会、議会、全国協議会、現地視察、職員面接、給与勧告等
			35,000	30,000								
監査委員	—	議選委員 2 識見委員 1	20,000 45,000	30,000 35,000	5,469,998	141	38,794	72	12	53		監査委員協議会、委員監査多数回、決算特別委員会、住民監査請求協議、中国協議会等
	1		45,000	35,000								
公安委員会		4	45,000	35,000	13,894,998	375	37,053	89	44	201		月2～4回定例会、会議時間は2～4時間、定例会以外の活動内容は非公開
	会長 1			45,000								
労働委員会		公益委員 4 労働者側 5 使用者側 5	45,000 35,000 30,000 30,000	35,000 30,000 30,000 30,000	13,939,996	267	52,210	52	12	86		毎月定例会・公益委員会(同日開催の場合は会議1日とし、会議時間は合計) 調査・査問・あっせん、全国・中国協議会等
	会長 1		45,000	35,000								
海区漁業調整委員会		14	なし	30,000	2,800,000	92	30,435	8	8	24		会議時間は最長で1時間10分、他は7～32分、岡山・兵庫海区漁業調整委員会は7分、広島・岡山海区は21分、岡山・香川海区は24分
	会長 1											
内水面漁場管理委員会		8	なし	30,000	595,000	19	31,316	5	2	93		委員会は年2回、全国総会、西日本ブロック会議(2日間)は会長が参加、会議以外の活動なし
	会長 1											
収用委員会		6～7	なし	30,000	1,265,000	41	30,854	9	5	76		委員会は年5回、中国・四国各収用委員連絡協議会等、会議以外の活動なし
	会長 1											
総 計					57,744,668	1,392	41,483					

(注1) 年間延べ活動日数は、活動日ごとの参加人数を年間合計した数値

(注2) 一人当り平均報酬日額＝報酬総額÷年間延べ活動日数

(注3) 一回当り平均会議時間＝年間会議時間÷会議日数

(表2)
岡山県行政委員会報酬総額 推移表 (平成22年度、23年度、26年度の比較)

委員会名	報酬改正前	報酬改正 1 年後		報酬改正 4 年後			
	H22報酬総額	H23報酬総額	対H22削減額	対H22比	H26報酬総額	対H22削減額	対H22比
教育委員会	11,556,000	7,276,499	4,279,501	63.0%	8,435,000	3,121,000	73.0%
選挙管理委員会	7,500,000	4,158,000	3,342,000	55.4%	5,360,000	2,140,000	71.5%
人事委員会	7,140,000	5,742,000	1,398,000	80.4%	5,984,676	1,155,324	83.8%
監査委員	6,996,000	5,057,380	1,938,620	72.3%	5,469,998	1,526,002	78.2%
公安委員会	12,624,000	12,091,497	532,503	95.8%	13,894,998	-1,270,998	110.1%
労働委員会	31,716,000	12,892,500	18,823,500	40.6%	13,939,996	17,776,004	44.0%
海区漁業調整委員会	11,037,000	2,421,000	8,616,000	21.9%	2,800,000	8,237,000	25.4%
内水面漁場管理委員会	4,500,000	729,000	3,771,000	16.2%	595,000	3,905,000	13.2%
収用委員会	7,632,000	1,858,500	5,773,500	24.4%	1,265,000	6,367,000	16.6%
計	100,701,000	52,226,376	48,474,624	51.9%	57,744,668	42,956,332	57.3%

- ・平成22年12月「行政委員の報酬のありかた検討委員会」の答申により改正。平成23年度からの主な改正点は、月額報酬を大幅に減額し、日額報酬を併用
- ・平成22年度の報酬は、支給規定額より10%減額されている。その後は、支給規定通り支払われている。

全国オンブズマン神戸大会報告

開催日:2015年9月5日(土)～6日(日)

会場:神戸学院大学ポートアイランドキャンパス

神戸大会報告

光成卓明

第1部 大会全体

第22回大会(いつのまにか22回なんだ…)は、神戸のポートアイランド(神戸学院大キャンパス)で行われました。テーマは「そんなんあかんでー!役所と議会」。メインは①政務活動費と②文書管理…といっても②は地味ネタ(実は大事なんですけどね)なので、どうしても①がメインです。政務活動費の基調報告と各地報告(岡山も報告しました)を45分やったあと、上脇博之さんが「政務活動費の政治資金化について」というテーマで講演しました。

「勉強のための費用のはずなのに、第2報酬になっちゃってるじゃないか」という趣旨で——ごもってもです。文句をつけようというわけじゃないのですが——そうなるなという注文は無理じゃないかなあ、という気がします。①議員活動は現にお金がかかるし、②余ったら返さないといけないお金なら全部使い切りたいのは人情だし、③議員さんは<人格高潔だから当選する>わけじゃないだろうし。こういう悲観的なオンブズマンで、ヘンでしょうか?

分科会は、①地方自治法改正問題、②地方議会、③政務活動費、④「なんでも」、⑤ギャンブル・カジノ、の5本立てでした。そのうちの③を、私が仕切らせていただきました。

……ここ数年、大会が近づくと、「政務活動費の分科会やってくれ」とリクエストがかかるんですよね。このネタは外せないでしょうし(特に「号泣議員」発祥の地、神戸での開催だとよけい外せないでしょうし)、この問題となれば岡山がいちばん詳しいのは間違いないわけですから。

第2部 政務活動費分科会

しかし私は、全国大会の分科会については持論がありまして。①まずウケないとダメ、②しかも実用性がある…現場で役に



全国大会「政務活動費分科会」

光成卓明 当会代表がコーディネート

立つ…モノでないとダメ、③ヒフンコーガイするのは二次会でやればいいたろ、と。毎年その線で押すものですから、ときどき揉めるのですが、ゴーインに毎年「私好み」で通しています。

さて今年の分科会は、三部構成にしました。

PART1、政務活動費住民訴訟初級講座。
売り文句は、

「政活費の住民訴訟は、勝率は高いけれど、色々と面倒です。裁判だし。敵は抵抗するし。資料は膨大だし。

『やりたい。でも、どうやったらいいの?』

そんな未経験（失礼）オンブズマン向けの、『こうやれば失敗しない（＝勝てる）&できるだけ手抜きできる』住民訴訟のおこし方実践講座。」

自家製のテキストを配って、40分しゃべりまくりました。でも内輪ウケはしていましたね。あとで茨城（遠いよォ）のオンブズマンから講師に来てくれとご注文をいただきました。

PART2、「うっとこはこんなにひどい」コンクール。ウケー本狙いです。

全国に募集（「号泣」事件以後のネタに限定）をかけて、8県2市延べ16件の、粒ぞろいの?「こんなにひどい」政活費支出のエントリーを受けて、出席の皆さんの投票でグランプリを競いました。

いや受けた受けた。TVカメラが2～3本入ったし、参加者はノリノリだし。

しかもかなり凄いネタが集まりました。なにしろ、<こっそり選挙費用に突っ込んでいた>神戸市が3位どまりだったのです。グランプリを獲得したのは、<領収書の変造とかがバレて議員が何人が辞職した>徳島県議会。2位は、<町内会とかに顔出しするときの『金一封』が合計1700万円も出ていた>香川県議会。

いや『監視されていない』と思っている議員さんのやることといったら……

PART3、領収書のHP公開を実現させる作戦会議。これからの目標はコレだ、と言い切れる重要課題です。

住民の立場からは、政活費を調べる上での最大の障害は、資料が多すぎて手間と費用がかかることなので、ネットで入手できたらどれくらいラクができることか＝住民の議会監視がどれくらいラクになることか。これをなんとか、全国的に実現しようじゃないか、その方策は?ということです。

この原稿を書いていたら、<東京の千代田区議会が、政務活動費を減らしてその分報酬を増やそうとしている>というニュースが入りました。やはり、この人たちに高潔な人格を求めるのは、相当無理があるような気がするのですが……

あ、来年は高松での開催になりそうです。香川県の政務活動費もいがかげん酷いですから、来年もまた、政務活動費分科会だろうなあ……

「地方自治法改正問題分科会」**報告****東 隆司**

本分科会では、地方自治法の改正に関する最近の動きについて、報告と検討が行われました。

1 議会による損害賠償請求権の放棄事例について

神戸市が外郭団体に支出した約3億6千万円の補助金について、その内、神戸市からの派遣職員の給与に充てられた2億5千万円は違法な支出であるとして、市長に同額の損害賠償を命じた判決に対し、市議会が市長に対する損害賠償請求権を放棄した事件など、近年、地方議会が、地自法第242条の2第1項第4号に基づく訴訟（いわゆる「4号訴訟」）で争われている損害賠償請求権等を放棄する議決を行う事例がいくつか発生し、放棄の適否について判例や学説の考え方が分かれていました。

そのような状況の下、最高裁判所は、平成24年、この件に関する判決において、地方公共団体の損害賠償請求権を放棄することの適否の判断は、議会の裁量権に基本的に委ねられていること、例外的に裁量権の逸脱・濫用にわたると裁判所が認めたときには遑って放棄が無効となるとの判断を示し、司法上、一応の決着をみました。

上記の判決において、千葉勝美裁判長は、住民訴訟制度の下、個人が処理できる範囲を超えた過大で過酷な負担を負わせる場面が生じており、議会の放棄は、過大な責任が追及されることを踏まえた議会なりの対処の仕方であるが、例えば、損害全額について個人に責任を負わせる場合を、個人的な利得のために違法行為をした場合等に限り、それ以外は、裁判所が違法宣言をし、懲戒処分等を義務付ける等の方法も考えられるとの補足意見を述べています。

2 「住民訴訟に関する検討会報告書」について

最高裁判所判決が、議会による損害賠償請求権の放棄について、議会の裁量判断のあり方や住民訴訟制度の下における首長等の責任追及のあり方についての問題提起をした形となり、総務省は地方自治法の改正など立法による制度的な解決の検討をすることになりました。

平成24年7月、総務省自治行政局に「住民訴訟に関する検討会」が設置され、7回の会議を経て、平成25年3月、報告書が取りまとめられました。

報告書では、最高裁判決の問題提起に対し、6方策が提示されています。

その内、以下の2方策が、今回の分科会で取り上げられ、議論の対象となりました。

- (1) 首長等に故意または重大な過失があったときのみ損害賠償責任を認め、軽過失の場合には損害賠償責任を認めないこととする方策（軽過失免責）

(2) 裁判で確定した首長等の損害賠償義務を、首長や議会から独立した監査委員が免除する額を決めることとし、議会による放棄は認めないとする方策

3 軽過失免責について

首長等を対象とする4号訴訟は、当該支出の決裁権者としてではなく、地方自治体の最高責任者として責任を問う事例が大半であり、現状でも、首長等の過失（軽過失）を立証することさえ困難で、勝訴事例はほとんどないのに、故意や重過失を立証することは至難となり、4号訴訟により首長等の責任を追及することは事実上できなくなるのではないかという問題提起が行われました。

これに対する有効な対応策（対案）について参加者の意見が求められましたが、これはという注目すべき意見はありませんでした。

議論の結果、軽過失免責が認められることのないよう、改正の動きに注目し、反対していくしかないということになりました。

4 損害賠償義務の免除について

損害賠償義務の免除については、参加者の全てが反対意見でしたが、金額を支払い可能な範囲に限定することもやむを得ないとの意見もありました。

検討会報告書に基づく改正の動きはまだ具体的になっていないようですが、政務調査費から政務活動費への法改正が、国民に知られないよう、瞬く間に行われたことからすると、オンブズマン活動をする者としては常に警戒していなければ

ならないという感想を持ちました。

『『なんでも』分科会』報告

和田啓二

分担して分科会に参加することにしたが、会員が参加していない分科会が別にあったことが判明。これに似たタイトル（特定のテーマではなく、包括的なテーマ）の分科会は毎年行われている。数年前の分科会は、全国オンブズマン傘下各会の雑多な経験談という性格のものであった。

今回は、名古屋の新海・内田両氏がスライドを使って、財政支出・行政の在り方などに市民が疑問を持った場合、どのような方法と手順で有効に対処できるかを情報公開→住民監査請求→訴訟というそれぞれの段階で説明した。

次に分科会は各地に点在するオンブズマン予備軍（オンブズマンを作りたい、オンブズマンはどのような活動をしているのか知りたい、行政の在り方に疑問を持っているがどうしていいかわからない）の人が自分の問題と絡めていろいろ質問するという形式で進められた。3,4グループから発言があつたが、内容を確認するだけで時間がかかるもの、理解してもらうために体系的説明と細かい説明を交互にしなければならない案件などがあり、全体的に時間不足でフォローが必要と感じた。

一例を挙げると、中山間部で農地の区画整理・土地改良事業で一部の住民に補助金

がばらまかれているという現教職者からどうすれば良いかとの質問があったが、司会者が詳しい状況説明を求めても、断片的な説明をあれこれするので情報公開や住民監査請求の個別具体的方法論まで辿り着けていない。具体的な情報公開についても、行政の不親切と請求者の知識・経験不足は伝わるもののそれらを克服する手立てを伝授するにはあまりにも時間が少ない。

情報公開請求は自分が動き、他人も動かさなければ前に進まない。知識を増やし、整理し、行動し、説得・交渉力を高めることが基本であることを再確認できる分科会であった。

「ギャンブル・カジノ分科会」

報告

釣崎悦子

岡山県議会政務調査費「一万円以下」がH21年度分から随時公開されています。それらの入力作業に日々追われるなかで、全国大会に参加しました。

公認ギャンブル（競馬・競輪・競艇・オートレース・宝くじ・TOTO）や脱法ギャンブル・パチスロは最高時には40兆円、今でも30兆円の売り上げで大衆のお金を収奪しています。日本はギャンブル対策が遅れている国であり、12000店ものパチン

コ店があります。

カジノ議連・パチンコ議連らは民間のカジノを導入するIR（総合リゾート）推進法の成立を目指し、一部では観光遊興地への誘致のために5年以上動いています。一方、多くの市民はカジノ導入に反対の意向を示しています。

沖縄・東京の各知事はカジノ誘致に慎重姿勢を示し、横浜は推進してます。「東京五輪までに」から「五輪後の冷える景気対策として」に主張が変わりつつあります。

ギャンブル依存症問題が浮上するなか、被害者救済の組織もあります。NPO法人京都マックです。どこに相談したらいいのかわからないと周りに困っている人がいたら、紹介してみるのもいいのではないのでしょうか。

来年の全国大会は香川県で開かれます。また新しい発見があるのでは、と今から楽しみにしています。



オンブズマンに「お手紙」をくださる皆様へ

オンブズマンに郵便、FAX、メールなどで「お手紙」をくださって、「告げ口」をしてくださる方が、けっこう大勢いらっしゃいます。（カンパ同封の郵便などというの、けっこうあります。）そのこと自体は、私たちがみなさんの「信用」を得ているしるしでもあり、私たちの活動にとって役立つ「情報」を手に入れることもできるので、たいへんうれしく有り難いことです。

ところが、時々困ってしまうことがあります。

なぜかという、メールはともかく、郵便やFAXでご連絡先が書いてないと、「わからない点を問い合わせる」ことがまるでできないからです。でもって、「良くわからないんだけど」ということが、しょっちゅうあるのです。

そこで、「お手紙」をくださる皆様に、お願いします。

「お手紙」自体はペンネームでも匿名でもかまいませんが、お問い合わせできるように、連絡先（電話番号でも、メールアドレスでも）をお書きください。

私たちは、情報の入手元を、ご本人のご了解なしに外に明かすようなことは決していたしませんので、どうぞその点をご信用ください。

今後とも、私たちの活動にご助力ご声援下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

2015年11月

市民オンブズマンおかやま幹事会



振い狂歌(後編)

山野枯木 作

(その48)

かくばかり めでたく見ゆる 世の中も
にわかに増える 下流老人

(その49)

国会を 取り巻くデモの 雄たけびを
君は聞かずや 秋ぞ悲しき

(その50完)

書くまでも なきことの葉は 闇の世に
不気味に光る マイナンバーかな

.....

もじり狂歌は、当初、前後編併せて
100句を目標に、2002年7月(会報
第23号)から開始しましたが、今号で
愚作100句目を迎えました。何とか目
標は達成です。

永らくのご愛顧有難うございました。
なお、お後がよろしいようです。折角で
すので、ご高見もお願い申し上げます。

山野枯木(すがのう ただひこ)拝

コラム**数の力、その2**

藤井邦昭

ゴルフでの数と言えば、もちろんスコアと飛距離です。我が夫婦の飛距離は、もちろん負け続けていましたが、指導者のきつい発言により「60代でも200は当たり前。飛距離がないとだめだ」といわれ、スイング大きくし、体に無理がかかるぐらいひねり回すように力強く打つようになり、初めは方向がいまいちであったものがだんだんと良くなり、飛び出しました。ドライバー18回打って、半数以上は200を上回るようになっていきます。ただ、スコアは負け越し状態です。やはり練習量の差があるのでしょう。また、気持ちも。なんとなく仕方なく感じる夫と、負けず嫌いの妻の執念。努力の差ですかね。

さてさて、ついにやっちゃいました。改正安保法成立抗議集会・デモありの中、数の力で押し切り、みごとに(?)やりきりました。めずらしく多くの時間をかけてはいますが、憲法学者でさえ「違憲だ」と発言しているのに、内容のよくわからないところも多々あり、おかしなことです。

以前、死亡者の多くは、交通戦争の犠牲者が数万人でここ数年で1万人を切っています。しかし、自殺者がどんどん増加して交通事故死者を大きく上回っています。中でも公務員、警察官、自衛官のいじめ・パワハラを理由とする自殺が多く報道されています。組織の問題といわれ、こんなことで国・国民をまもることが本当にできるのでしょうか？

ただ、若者にはパワーがあり集会を開き、デモをする行動力があり頼もしく感じます。「賛成議員の落選運動をやる」との声も聞こえます。

18歳からの選挙権、楽しみです。

ネット社会がもたらすものは怖いこともありますが有効活用したいものです。